

所有者等の探索の開始等について（お知らせ）

別紙に掲げる土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和2年9月1日 津地方法務局鈴鹿出張所 登記官 池山真治

記

意見又は資料の提出先

〒513-8510

鈴鹿市神戸一丁目24番3号（鈴鹿法務総合庁舎）

津地方法務局 鈴鹿出張所

電話番号 059-382-1171

お問合せ先

津地方法務局不動産登記部門 地図整備・筆界特定室

電話番号 059-228-4328（直通）

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項	地目	地積(m ²)
1906 - 2020 - 0001	鈴鹿市磯山一丁目647番	境内地	52
1906 - 2020 - 0002	鈴鹿市磯山一丁目2380番	田	261
1906 - 2020 - 0003	鈴鹿市三日市二丁目123番	墓地	2530
1906 - 2020 - 0004	鈴鹿市三日市二丁目138番	墓地	330
1906 - 2020 - 0005	鈴鹿市三日市二丁目156番	墓地	495